

○財務省告示第六十八号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年二月二十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百六十四回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条  
九年法律第二十三号）第四十六条  
第一条並びに財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行為れる入札

四 発行方法

五

方募

入 価 法 入  
札 格 決  
発 競 定  
行 争 の

ロ 国 債 市 場  
特 別 参 加  
者 第 I  
非 価 格 競  
争 入 札 発  
行 争 額

六

イ 発

入 価 行  
札 格 行  
発 競 争  
行 争 額

で あつて、財務大臣が各国債市  
場 特 別 参 加 者 と 募 限 度 額  
を 定 め る も の に よ る 発 行 ( 以 下  
「 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非  
価 格 競 争 入 札 発 行 」 と い う ) 。  
各 申 込 み の うち 応 募 価 格 の 高 い  
も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り  
当 て る 。 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者  
の 募 入 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申  
込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

九 千 万 円 で 二 兆 二 千 六 百 二 十 億  
う ち 特 別 会 計 に 関 する 法 律 第  
四 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き  
発 行 し た 割 引 短 期 国 債 に つ い て  
は 、 一 億 円 面 金 額 で 一 兆 八 千 六 百 二  
十 一 億 円 、 財 政 法 第 七 条 第 一 項 、  
財 政 融 資 資 金 法 第 九 条 第 一 項 並  
び に 特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 八  
十 三 条 第 一 項 、 第 九 十 四 条 第 二  
項 、 同 条 第 三 項 、 第 九 十 五 条 第 二  
第 一 項 第 三 十 七 条 第 一 項 の 規 定 に 基  
づ き 発 行 し た 政 府 短 期 証 券 に つ  
い て は 、 九 億 九 千 万 円



十六	十五	十四	十三	十二
払込期日	者入札参加	場所	元償還金額	償還期限
平成二十九年二月二十日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行額百円につき百円	償還金を支払う。その翌営業日に
				平成三十年二月二十日
				ただし、償還期が銀行休業日に
				当たるときは、その翌営業日に
				償還金を支払う。
				額百円につき百円
				日本銀行
				財務大臣から通知を受けた者
				平成二十九年二月二十日